



2023年5月29日

各位

会社名 電気興業株式会社
代表者名 代表取締役社長 近藤 忠登史
(コード番号 6706 東証プライム市場)
問合せ先 取締役専務執行役員 伊藤 一浩
(TEL. 03 - 3216 - 1671)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年5月29日開催の取締役会において、2023年6月29日開催予定の第97回定時株主総会に下記のとおり定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件

(1) 定款変更の理由等

機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり定款第37条(剰余金の配当等の決定機関)及び第38条(剰余金の配当の基準日)を新設し、併せて内容が重複する現行定款第7条(自己の株式の取得)、第38条(期末配当の基準日)及び第39条(中間配当)を削除するものであります。

また、条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<u>第7条(自己の株式の取得) 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>	(削除)
第8条～第37条 (条文省略)	第7条～第36条 (現行どおり)
(新設)	<u>第37条(剰余金の配当等の決定機関) 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</u>
(新設)	<u>第38条(剰余金の配当の基準日) 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u> <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u>

現行定款	変更案
第38条（期末配当の基準日）当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。	（削 除）
第39条（中間配当）当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。	（削 除）
第40条 （条文省略）	第39条 （現行どおり）

2. 日程

株主総会開催日	2023年6月29日
定款変更の効力発生日	2023年6月29日

以 上